

旭川市立北鎮小学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和4年8月 改定)

【目 次】

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	…	1
2	いじめの理解	…	2

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1	自校のいじめの実態及び目標	…	4
2	児童が主体となった取組の推進	…	4
3	学校いじめ対策組織の設置	…	4
4	いじめ防止の取組	…	6
5	いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	…	7
	・児童アンケート		9
	・保護者アンケート		10
	・いじめ発見・見守りチェックシート		11
	・主な相談窓口		12
6	いじめへの対処	…	14
7	いじめの解消	…	15
	・早期発見・事案対処マニュアル		
8	いじめの重大事態への対応	…	17
9	いじめの防止等に関する機関，保護者との連携	…	18
10	インターネットを通じて行われるいじめへの対処， 保護者との連携	…	18
11	学校いじめ防止プログラム	…	19

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめられている子どもは最後まで守り通し、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害の生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び目標（指標）

前年度、本校では、11件のいじめを認知し、年度内に11件のいじめが解消されました。嫌なことを言われる、蹴られたりする、物を隠されるといった態様のいじめに対し、いじめ対策会議を開いて対応・指導を行いました。

また、いじめに関するアンケートでは、全児童が「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答し、いじめを容認しない意識が高いことがわかりました。

課題として、約6%の児童が「いやな思いを誰にも相談しない」とアンケートで回答したことがわかりました。前回の調査より減少していますが、相談しやすい環境を整える必要があります。

この状況を踏まえて、本年度においては、学校いじめ防止基本方針を児童・教職員が理解を深めるとともに、児童教育相談などの相談体制の充実、スクールカウンセラー等の活用、全教職員による児童の観察を行い、日常的ないじめの未然防止に努めるとともに、「誰にも相談しない」と答える児童を0%にすることを目指します。

2 児童が主体となった取組の推進

本校では、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、実行していけるよう、促していきます。また、児童会本部を中心として、児童会活動に、「明るく・楽しい学校」「ルールを守り、生活習慣を整える学校」を目指して、活動していきます。

- 児童自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童会を中心に進めます。
- 学級委員会を中心に、いじめの問題等について話し合い、本校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめを自分のこととして考えさせます。また、「いじめなくそう宣言」を各学級で話し合い、掲示と定期的な振り返りを行わせます。また、新型コロナウイルス感染症に関わる誹謗・中傷についてもいじめに関わる問題として取り上げます。
- 生活委員会が中心になって、「挨拶」「生活習慣」向上の取り組み等を進めます。
- 「いじめ強化月間」でいじめアンケートや教育相談を実施し、児童が傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

3 学校いじめ対策組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示

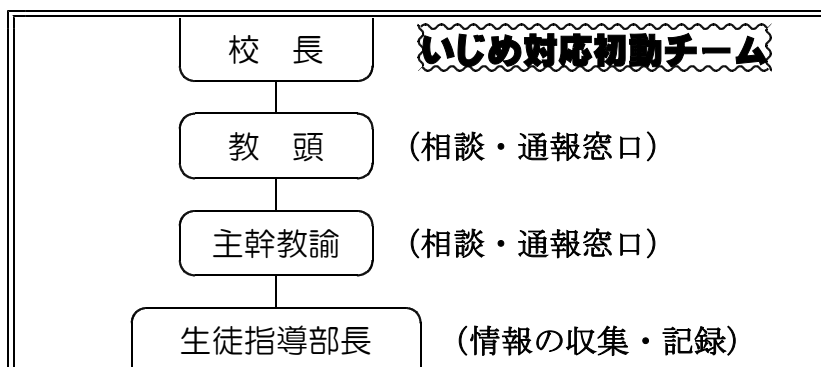
的に規定したもの」，「組織的対応の中核として機能するような体制を，学校の実情に応じて決定する」，「必要に応じて，（可能な限り）心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，弁護士，医師，警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では，いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく，組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし，いじめの防止や早期発見，対処について，より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため，法に基づき，校長をリーダーとした複数の教職員による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については，「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に，児童や保護者の代表，地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し，いじめの対処は，必要に応じて，スクールソーシャルワーカーなどの外部専門家等を加え，組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

（１）学校いじめ対策組織の構成（本校では「生徒指導委員会」）

生徒指導委員会



教務主任，学年代表，該当学級担任，養護教諭，特別支援教育コーディネーター，文化情報部，（少年団活動担当者）（道徳推進教師）（児童会担当） ※兼任可

【年間計画の作成や実施，いじめ防止の取組の実施等】

児童の代表，保護者の代表，学校運営協議会

【いじめの対処等】

スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールサポーター等

（２）学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア）いじめが起きにくい，いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

- ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口（教頭・主幹教諭）
 - イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有（生徒指導部長）
 - ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - エ) いじめが解消に至るまでいじめの被害児童の支援を継続するための、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランの策定および確実な実行
 - オ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体
- ③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
- ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
 - イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
 - ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実等と見直し
 - エ) 学校いじめ対策組織会議の内容の記録および整理・保管

4 いじめ防止の取組

（１） いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

（２） いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ) 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

（３） いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスに

- ならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることが出来る機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感※1や自己肯定感※2、社会性などは、発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

保護者の役割

- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその

解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友だちの話題がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズあとがある。

【夜間（就寝後）】

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

＜H26 文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用＞

- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。

【資料】

- | | |
|------------------------|----------|
| ○いじめアンケート<児童用> | p 9 |
| ○いじめ確認アンケート<保護者用> | p 10 |
| ○いじめ発見・見守りチェックリスト<教員用> | p 11 |
| ○主な相談窓口 | p 12 ～13 |

調査票 1-1

小学校高学年用

() 年 () 組 () 番 (男 ・ 女)

- 1 あなたは、今年の4月から今日まで、2 のア～クのようなことをされて、嫌(いや)いな思いをしたことがありますか。

ア ある

イ ない

- 2 1で「ア ある」と答えた人に聞きます。
どんなことをされましたか。ア～クの中から全部選び、○を付けてください。また、クを選んだ人は()にどんなことをされたか、具体的に書いてください。

ア 冷やかしかからかい、悪口をいわれる

イ 仲間はずれや無視(むし)をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする

エ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴(け)られたりする

オ お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする

カ 恥ずかしいことや危険(きけん)なことをされたり、させられたりする

キ メールや無料通話アプリ(SNS等)で悪口を書かれたり、仲間はずれにされたりする

ク その他()

- 4 あなたは、嫌(いや)な思いをした時(とき)、誰(だれ)に相談しますか。ア～ケの中から全部選び、○を付けてください。また、ケを選んだ人は()に相談する人を具体的に書いてください。

ア 学校の先生

イ スクールカウンセラー

ウ 友人

エ 父や母

オ 兄弟姉妹

カ 電話相談

キ メールやSNSの相談窓口(まどぐち)

ク だれにも相談しない

ケ その他()

- 5 あなたは、今年の4月から今日まで、友人が嫌(いや)な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか。

ア ある

イ ない

- 6 学校から「子ども相談支援(じえん)センター電話相談紹介(しえんがいき)カード」が配られています。そのカードを知っていますか。

ア 知っている

イ 知らない

- 7 あなたは、2に書かれていることを含(ふく)め、苦しんだり、悩(なや)んだりして心が傷(きず)つく「いじめ」はどんな理由(ゆゑ)があっても許(ゆる)されないことだと思いますか。

ア 許(ゆる)されない

イ 許(ゆる)される

ウ よくわからない

自由記載欄(きゆうきざいらん)

他に何か相談したいことがあれば、自由に書いてください。

お子さんの様子についての調査用紙（保護者用）

____年____組____番 児童名前_____

※ お子さんが明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、指導の参考といたしますので、ご協力をお願いいたします。

※ お子さんの様子をよく観察して、◎(とても目立つ)や○(目立つ)をご記入ください。

※ 月 日()までに古封筒等に入れて担任までご提出ください。

	観 察 項 目	
1	登校時刻になると頭痛や腹痛を訴え、登校したがない。	
2	うつむき加減で、視線を合わそうとしない。	
3	外出しなくなり、人におびえている。	
4	食欲がなく、食事を残す。	
5	笑顔が見られず、元気がない。	
6	以前よりも自分の欠点を気にする。	
7	友達が自分のことを批判していると訴える。	
8	口数が少なく、学校や友達のことを話さない。	
9	家の金銭を持ち出したり、必要以上のお金や物を欲しがる。	
10	イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがない。	
11	衣服の破れや汚れ、かすり傷などがみられる。	
12	不審な電話や嫌がらせの手紙、紙片などがみられる。	
13	持ち物が壊れたり、すぐになくしたりする。	
14	その他（お気づきのことがありましたら、具体的にお書きください。）	

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- イ) いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対処組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ウ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめられた児童及びその保護者への支援

- ア) いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ) いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ア) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- イ) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア) いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性にかかわる事態への対応

学校は、他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか

否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。

ア) 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行い対応します。

イ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。

ウ) チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を努めます。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童を見守り支えることが大切です。

7 いじめへの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

(1) いじめが「解消」している状態

ア) いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

イ) いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告・集約>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成
- いじめ認知の判断（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、旭川市子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	□ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 □ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	□ いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

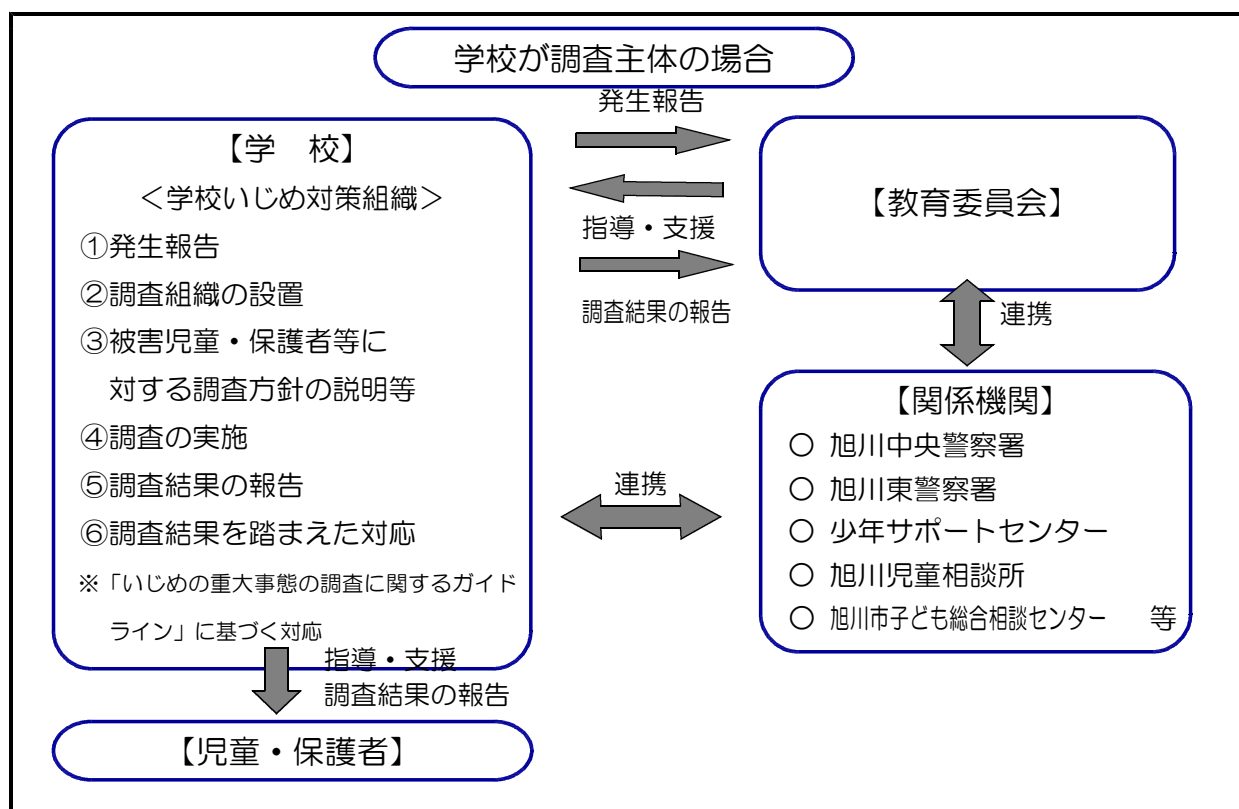
- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> □ 事実の整理、指導方針の再確認 □ スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○ 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □ 生徒指導体制の点検・改善 □ 教育相談体制の強化 □ 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □ 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実 □ 道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫 □ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> □ 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □ 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 □ 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|---|--|---|

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- ア) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。
- イ) 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- ウ) 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- エ) 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供します。

【重大事態対応フロー図】



9 いじめの防止等に関する機関、保護者との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- イ) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- ウ) 民間の相談機関との連携については、教頭が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- ア) 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐保護者への反発が強くなる。
- ☐食欲がない。
- ☐寝言などでうなされることがある。
- ☐勉強が身に入っていないように見える。
- ☐帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐最近、よく物をなくす。
- ☐学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐友達から呼び出される。
- ☐頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐保護者の前で宿題をやろうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐学校からのプリントを見せない。
- ☐放心状態でいることがよくある。
- ☐何もしていない時間が多い。
- ☐倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- ☐ 気分の浮き沈みが激しい。
- ☐ 兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐ 理由もなくイライラする。
- ☐ 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐ 成績やテスト結果が急に下がる。
- ☐ 衣服の汚れが顕著になる。
- ☐ 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐ 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐ メールやブログ等を見ようとししない。
- ☐ いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ ちょっとした音に敏感になる。
- ☐ 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐ 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐ 学校や友達的话题を避けるようになる。
- ☐ 持ち物への落書きがある。
- ☐ 衣服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐ 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐ 登校を渋る。
- ☐ 身体を見せたがらない。
- ☐ 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐ 急に誰かを罵ったりする。
- ☐ かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐ 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐ 身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐ 急に友達関係が変わる。
- ☐ 友達から頻繁に呼び出される。
- ☐ 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐ 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐ 少年団活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- ☐ 学校を転校したいと言い出す。
- ☐ 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐ 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐ 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐ 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

主 な 相 談 窓 口 (小 学 生)

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番 (旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター (旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆上川教育局教育相談電話

<電話番号>

0166-46-5243

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター (北海道教育委員会)

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆北海道こころの健康LINE相談 (北海道保健福祉部)

<受付時間>

平日, 土曜日, 祝日 18:00~22:00

日曜日 17:00~翌朝6:00



◆おなやみポスト (北海道教育委員会)

<Webサイト>

<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆**児童相談所虐待対応ダイヤル「189」**（北海道保健福祉部）

<電話番号>

189（いちはやく）

<受付時間>

毎日24時間

◆**チャイルドラインほっかいどう**（認定NPO法人チャイルドライン支援センター）

<電話番号>

0120-99-7777

<受付時間>

毎日16:00~21:00（12/29~1/3除く）

◆**少年サポートセンター「少年相談110番」**（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆**性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】**（北海道 札幌市）

<電話番号>

050-3786-0799 または #8891

<受付時間>

平日10:00~20:00（土日祝 12/29~1/3除く）

<メール相談>

sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆**こころの電話相談**（北海道立精神保健福祉センター）

<電話番号>

0570-064-556

<受付時間>

平日9:00~21:00 土日祝 10:00~16:00

◆**北海道いのちの電話**（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号>

011-231-4343

<受付時間>

毎日24時間

◆**北海道ヤングケアラー相談サポートセンター**（北海道保健福祉部）

<電話番号>

0120-516-086（電話）

<受付時間>

平日8:45~17:30

<メール等>

hokkaido.young.carer2022@gmail.com（メール相談）

080-9612-1247（SMS専用）

facebook.com/ebetsu.carer（Facebook）

@youngcarer2022（Twitter）

◆**スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。**
事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立北鎮小学校

TEL 0166-51-5111

11 学校いじめ防止プログラム

未然防止の取組

早期発見の取組

	4 月	5 月	6 月（強調月間）
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議（生徒指導委員会） ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・児童、保護者への説明内容の検討 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修（1） ・いじめ防止基本方針の内容の共通理解 ・「生徒指導交流会」に向けて ・児童理解研修① ○学校ネットパトロール ※通年で実施する ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○「旭川市立生徒指導研究協議会」への参加		○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修（2） ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ・教育相談のあり方 ○道教委いじめ問題への取組状況調査① ○教育相談①
	○学校いじめ防止基本方針の説明 ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解、周知 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○「北鎮のよい子・やくそく」の確認 ・学習規律、学習習慣	○いじめ防止の理解を深める学習（学級活動・道徳の時間） ①いじめなくそう宣言の作成 ②新型コロナウイルス感染症差別・偏見をなくす指導 ○集団下校班による避難訓練	○いじめアンケート調査① ○「ほっと」の実施 ○北鎮の広場① ○メディアリテラシー教育・情報モラル教育の実施
児 童			
家 庭 ・ 地 域	OPTA 総会 ・学校いじめ防止基本方針の説明（HP 公開など） ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○家庭訪問 ○チェックリストの活用（通年） ○いじめに関わる情報収集（通年） ○世話焼きさん（民生委員） ○見守り隊（登下校）との連携 ○学校いじめ防止基本方針の学校 HP での公開 ○大学生学習支援サポート		○保護者教育相談 ○学校運営協議会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明

	7 月	8 月	9 月
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ・1 学期の取組の点検・評価 ・2 学期の重点の検討 ・不登校児童の把握 ○学校評価（前期） ・いじめの防止等に関わる取組についての点検	○学校いじめ対策組織会議 ・校内研修（3）の内容検討及び準備、運営 ○校内研修（3） ・児童アンケートや情報機器利用調査結果の考察と活用 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ、非行防止強調月間の取組の検討 ○道教委いじめ問題への取組状況調査② ○校内研修（4） ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
児 童	○相談窓口の理解、周知 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○情報機器利用に関するアンケート	○いじめ防止の理解を深める学習②（学級活動・道徳の時間） ①いじめなくそう宣言の振り返りと改善 ②「生命（いのち）の安全教育」の授業
家 庭 ・ 地 域	○1 学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより、参観日など ○心育でコミュニティ春光地区委員会（情報交換・合同パトロール）	○市主催「生徒指導研究協議会」への参加呼びかけ	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・校内研修（5）の内容検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組 ○校内研修（5） ・児童理解研修② ・「ほっと」から見える学級の変容 ○道教委いじめ問題への取組状況調査③ ○教育相談②	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・学校評価における点検項目についての検討 ○生徒指導事例研修会 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・2学期の取組の点検、評価 ・不登校児童の把握 ・3学期の重点の検討 ○学校評価（後期） ・いじめの防止等に関わる取組についての点検
児童	○いじめアンケート調査② ○「ほっと」の実施 ○北鎮の広場② ○児童会・生徒会チャンネル生活・学習 Act サミットの活用	○薬物乱用防止・SNS被害防止教育の実施 ○人権教室の実施	○北鎮の広場③ ○相談窓口の理解、周知 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域	○保護者アンケートの実施 ・児童教育相談に向けて	○ネット利用に関わる講演会（参観日）	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより、参観日など

	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ・校内研修（6）の内容の検討及び準備、運営 ○校内研修（6） ・インターネット上で行われるいじめへの対応	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・1年間の取組についての点検、評価 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 ○市教委いじめ問題への取組状況調査	○学校いじめ対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ・不登校児童の把握 ○校内研修（7） ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
児童		○いじめアンケート調査③	○相談窓口の理解、周知 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域		○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の報告 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議 ○近隣小中学校との連携（進学に伴う情報交換等）	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより、参観日など